

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員はこれまで、選挙制と農業団体や議会からの推薦により市長が選任する方法でしたが、今後は、推薦された方または応募された方の中から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。

また、農地利用の最適化のため、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

農業委員

【募集人数】16人

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が任命します。

【任用期間】

平成30年3月20日～平成33年3月19日

【主な業務内容】

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令業務に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。

- ・農業委員会全体の企画運営
- ・転用審査決定等
- ・農地の利用状況の調査
- ・新規就農の支援
- ・農地利用最適化推進業務

農業委員会は、年齢や性別に偏りなく構成されることが求められています。

また、農業委員の過半数は、認定農業者でなければなりません。

など



農地利用最適化推進委員

【募集人数】21人

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱します。

【担当区域】

区域	人数	区域	人数
妹川	1人	御幸	3人
新川・田籠	1人	千年	2人
小塩	3人	福富	4人
山春	3人	江南	3人
大石	1人		

【任用期間】

平成30年3月20日～平成33年3月19日

【主な業務内容】

農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進する活動を行います。

- ・農地の利用状況の調査
- ・遊休農地の解消指導
- ・農地を「借りたい（買いたい）」「貸したい（売りたい）」希望者の結びつけや相談
- ・新規就農の支援

など

共通事項

【応募方法】

次の3通りの応募方法があります。

- ・団体からの推薦
- ・個人からの推薦
- ・自らの応募

【募集期間及び提出方法】

平成29年9月11日（月）～10月10日（火）
持参または郵送（10日（火）の消印有効）

【募集要項・申込書の配布及び提出先】

うきは市農業委員会事務局

【問合せ先】

うきは市農業委員会事務局 TEL75-4976

※詳しくは、募集要項をご覧ください。

なお、募集要項・申込書は、うきは市ホームページからもダウンロードできます。